

岩手海区漁業調整委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。

令和5年9月1日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1 操業禁止区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

エ線 中心線に直角に点エを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

点エ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から沖側に500メートルの距離の点

漁場別の距離 別表のとおり。

2 操業禁止区域内における操業禁止時間 日没から日の出までの間

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

公示番号	漁場名	時期	距離（m）				備考
			点ア	点イ	点ウ	点エ	
二共第2号	オーダー	周年	300	200	100	500	久慈地区
二共第3号	岸桑畑網	〃	300	200	100	500	〃
二共第4号	ウスクルビ	〃	300	200	100	500	〃
二共第5号	トクソ	〃	300	200	100	500	〃
二共第6号	イナリ	〃	300	200	100	500	〃
二共第7号	大尻網	〃	300	200	100	500	〃
二共第8号	前浜	〃	300	200	100	500	〃
二共第9号	米田岸	〃	300	200	100	500	〃
二共第10号	米田沖	〃	300	200	100	500	〃
二共第11号	根井	〃	300	200	100	500	〃
二共第12号	夏下安家	夏	300	200	100	500	〃
二共第13号	夏沖下安家	〃	300	200	100	500	〃
二共第14号	秋船越網	秋	300	200	100	500	〃
二共第15号	秋せんま網	〃	300	200	100	500	〃
二共第104号	やかた網	周年	200	300	0	500	宮古地区
二共第105号	二丁目	〃	300	300	300	500	〃
二共第106号	真木沢	〃	500	300	300	500	〃

二共第107号	長崎	〃	500	300	300	500	〃
二共第108号	隠畑	〃	500	300	300	500	〃
二共第109号	二戈王	〃	500	300	300	500	〃
二共第202号	下り松	〃	70	30	30	500	釜石地区
二共第311号	秋瀬沢小	秋	100	150	50	500	大船渡地区
二共第312号	秋油崎小	〃	100	200	0	500	〃
二共第313号	夏米ヶ崎	夏	0	0	0	500	〃
二共第314号	夏大原尻	〃	0	0	0	500	〃
二共第315号	経神	周年	300	100	150	500	〃